

オマーンにおける海洋環境の法制化と保護

Col. Suleiman Al-Busaidy

スライド1

貴連盟の油流出に関する国際シンポジウム 2008 にご招待頂きありがとうございます。私の目的は、環境気候省(Ministry of Environment & Climate Affairs--MECA)がオマーン国における海洋環境の保護に向けて如何に精力的に活動してきたかを皆様にお伝えすることです。

スライド2

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド3

政府は、その海洋環境保護のセーフガードとして政府独自の法律を絶えず更新しており、最も重要な国法は 114/2001 です。

スライド4

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド5

オマーン国は、その独自の国家緊急時対応計画が緊急時に有効かつ効率的に役立つ文書になるよう絶えず更新し続けています。政府はまた、政府が査察してそれが国家計画に"ぴったり当てはまる"緊急時対応計画を、石油・炭素産業を営むすべての会社が用意していることも確認しています。

スライド6

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド7

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド8

オマーン国は、その発展を助け国家経済の活性化を促進するために、国内の至る所で観光と工業プロジェクトの大規模な建設を行っています。

2つの主要な港ソハールとドキュムの開発は、多くの船舶の入国とラス・サワディおよびイティにおける観光リゾートの開発を促進することとなりますが、この両地にはオマーン駐在者と国民が購入出来る居住地区があります。

スライド9

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド10

オマーン国は、先のスライドでお話したように沢山の野生生物がその海岸線沿いで巣を作り、生息し、または渡ってくるので、2007年7月にIMOから特定海域の地位が認められました。

しかしながら、タンカー航路から30kmに位置するラス・アル・ハッドは長年にわたってアオウミガメの生息地になっているなどの例もあって、オマーンの海岸を直ちに保護する必要があります。海域の野生生物保護のために、環境省が絶えず法令を見直しているのは正にこの様な目的のためです。

スライド11

ご覧のスライドからお分かりのように、横断するタンカーが夜間時折オマーンのEEZ(排他的経済水域)内の海上で船のタンクを洗い流し放出することがあります。-これが次々にタールボールとなってオマーンの浜辺に打ち上げられます。

スライド12

環境省は、これらが野生生物と環境に与える影響を総合的に観察して、この汚染がその浜辺等に及ぼす影響を立証しました。

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 13

オマーンの監視と厳しい法律によって、オマーンの浜辺のタールボールによる汚染はどうか減りました。しかしながら、オマーン北部にあるムサンダムと呼ばれる地域は、ROPME 海域内の湾を更に北上した公海でタンクの洗浄水が放出され、潮流で汚染物がオマーンの浜辺に打ち上げられるので、依然として時折タンカーによるタールボールの影響を受けます。

スライド 14

MARPOL では、この問題に取り組もうと、2011 年までに新たな法令を海域に導入する予定です。湾岸諸国はすべて 2008 年 8 月に特定海域の地位が認められて、IMO 規則に従って 2009 年末までに地域の至る所で受入施設が設立されます。

スライド 15

これらの受入施設は、船舶および運航タンカーからのすべてのタイプの廃棄物を受け入れることが出来ます。

船舶がその廃棄物を施設に正式に荷揚げした場合には、それがバラスト水、スロップおよびスラッジまたは一般廃棄物であれ、次の寄港地で船舶が必要とする正式な証明書を発行する制度が導入されます。

アラビア湾を航行する船舶は、すべてこの公式証明書なしでは ROPME 海域の港湾内で石油の積込および貨物の陸揚げを行うことが出来なくなるので、船舶は一層責任を持つようになり長期間海をきれいに保ってくれます。

船舶の国際法令順守を証明する公式な証明書なしでは、船舶は ROPME 海域で操船することは出来ません。

スライド 16

スペインでのプレスティージ号事故の後、オマーン政府はその領海内に 6 ヶ所の避難場所を設置することを引き受けました。オマーンにはご承知のとおり長い海岸線があるので、比較的敏感度の低い場所に避難場所をつくることになりました。したがって、船舶にトラブルが生じた場合その船は当局のガイドの下にこれらの場所の 1 つに向かい、小修理または船舶間作業を行ってからその航海を続けることが出来ます。当局は遭難船を積極的に支援することによって、作業を実施する場所の指示と周囲環境への影響の監視を行うことが出来ます。

スライド 17

受入施設は、以下の指針に従います。

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 18

現在、フジャイラに受入施設があります。ただし、それはスラッジと含油水以外を処理することが出来ません。

IMO は、船舶からの要求を満たし、特定海域が維持されるよう、同地域に設立される受入施設が戦略的に湾岸地域にあまねく設置されるだろうと力説しています。

スライド 19

自然環境を守るために、MECA はオマーン国に環境対応センターを設立し運営する能力があると自負する 2 社を事前承認しています。

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 20

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 21

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 22

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 23

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 24

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 25

スライド 26

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.

スライド 27

PLEASE TRANSLATE THE SLIDE AS WRITTEN.